

亀岡市公報

発行所 亀岡市役所
総務部 総務課
TEL 0771-22-3131(代表)
京都府亀岡市安町野々神8番地

目次

—— 規 則 ——

- 亀岡市税条例施行規則の一部改正 (税務課) 3

—— 告 示 ——

- 亀岡市外国人介護人材雇用助成金交付要綱の一部改正 (障がい福祉課) 7
- 亀岡市物価高対応子育て応援手当支給実施要綱 (子育て支援課) 8
- 住民基本台帳からの職権消除 (市民課) 12
- 公示送達 (保険医療課) 13
- 公示送達 (高齢福祉課) 14
- 住民基本台帳からの職権消除 (市民課) 15
- 公示送達 (高齢福祉課) 15
- 公示送達 (税務課) 16
- 亀岡市乳児等通園支援事業の認可等に関する要綱 (保育課) 18
- 亀岡市実費徴収に係る補足給付事業費補助金実施要綱の一部改正 (保育課) 21
- 住民基本台帳からの職権消除 (市民課) 21
- 住民基本台帳からの職権消除 (市民課) 21

—— 公 告 ——

- 既存集落まちづくり区域の変更案の縦覧 (都市計画課) 22
- 一般競争入札(条件付き)にかかる特定建設工事共同企業体の公募 (契約検査課) 26

- 公募型プロポーザル方式による事業者の選定 (学校教育課) 31
- 亀岡市篠町篠洗川土地区画整理事業の事業計画 (都市計画課) 31
- 農用地利用集積等促進計画の認可 (農林振興課) 32
- 一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課) 33
- 一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課) 38
- 農用地利用集積等促進計画の認可 (農林振興課) 45
- 公募型プロポーザル方式による事業者の選定 (環境政策課) 45
- 農用地利用集積等促進計画の認可 (農林振興課) 45
- 農用地利用集積等促進計画の認可 (農林振興課) 46
- 農用地利用集積等促進計画の認可 (農林振興課) 46

—— 任免及び辞令 ——

監査委員欄

—— 公 表 ——

- 令和7年度定期監査及び行政監査 47
- 令和7年度財政援助団体等監査 50

教育委員会欄		
—— 教育長訓令 ——		
○亀岡市立の小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する府費負担教職員の私有車利用による旅行に関する取扱要領の一部改正	58	○衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の開票の場所及び日時 64
選挙管理委員会欄		
—— 告 示 ——		
○亀岡市条例の制定又は改廃、監査の請求及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数	58	○衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における亀岡市開票区の開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時 64
○亀岡市議会の解散請求並びに亀岡市の市長等及び亀岡市議会議員の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数	58	○衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者及び同職務代理者の選任 64
○合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の6分の1の数	59	農業委員会欄
○衆議院議員総選挙におけるポスター掲示場の設置場所	59	—— 公 告 ——
○衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における各投票区の投票所	60	○令和8年1月定例総会の開催 66
○衆議院小選挙区選出議員選挙の投票記載場所の候補者氏名及び候補者届出政党の名称の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時	61	○令和8年2月定例総会の開催 66
○衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所	61	上下水道部欄
○衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所に係る投票管理者及び同職務代理者の選任	62	—— 告 示 ——
○衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査において在外選挙人名簿に登録されている選挙人の国内における投票に係る期日前投票所の指定	63	○亀岡市指定給水装置工事事業者指定の告示 67
○衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票管理者及び同職務代理者の選任	64	市立病院欄
		—— 公 告 ——
		○亀岡市立病院職員採用試験の結果 67

規 則

亀岡市税条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和8年1月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第1号

亀岡市税条例施行規則の一部を改
正する規則

亀岡市税条例施行規則（昭和60年亀岡市規
則第17号）の一部を次のように改正する。

別記第35号様式を次のように改める。

別記第36号様式中

「

基	礎

」を「

特定親族特別	
基	礎

」に改め、

「

備	考
---	---

」

を削り、

「

扶障		
同	特	他
居	障	障

」を「

扶障			特
同	特	他	
居	障	障	親

」に改める。

別記第37号様式中

「

扶養

」を「

扶養
特定親族特別

」に改め、

「

◎充当前の納付額及び納期限				単位(円)	
期 別	変 更 前	変更(決定)後	差引増減	納 期 限	
普通徴収1期					
普通徴収2期					
普通徴収3期					
普通徴収4期					
特別徴収税額					

◎充当後の納付額及び納期限				単位(円)	
期 別	変 更 前	変更(決定)後	差引増減	納 期 限	
普通徴収1期					
普通徴収2期					
普通徴収3期					
普通徴収4期					
特別徴収税額					

◎変更(決定)の理由等

◎口座振替

上記口座から振り替えさせていただきます。

◎今年度の公的年金からの特別徴収税額

徴 収 月	変 更 前	変更(決定)後	差引増減	単位(円)
年 4月				
年 6月				
年 8月				
年10月				
年12月				
年 2月				

◎来年度の公的年金からの仮特別徴収額

徴 収 月	変 更 前	変更(決定)後	差引増減	単位(円)
年 4月				
年 6月				
年 8月				

」

を

「

◎充当前の納付額及び納期限 単位(円)

期 別	変 更 前	変更(決定)後	差引増減	納 期 限
普通徴収1期				
普通徴収2期				
普通徴収3期				
普通徴収4期				
特別徴収税額				

◎口座振替

上記口座から振り替えさせていただきます。

◎特別徴収を行う公的年金の支払者の名称

公的年金の種類	
支払者の名称	
法人番号	

◎充当後の納付額及び納期限 単位(円)

期 別	変 更 前	変更(決定)後	差引増減	納 期 限
普通徴収1期				
普通徴収2期				
普通徴収3期				
普通徴収4期				
特別徴収税額				

◎今年度の公的年金からの特別徴収税額 単位(円)

徴 収 月	変 更 前	変更(決定)後	差引増減
年 4月			
年 6月			
年 8月			
年10月			
年12月			
年 2月			

◎変更(決定)の理由等

◎来年度の公的年金からの仮特別徴収額 単位(円)

徴 収 月	変 更 前	変更(決定)後	差引増減
年 4月			
年 6月			
年 8月			

に改める。

別記第40号様式中

「

所得控除	雑 損		障・寡・ひ・勤		控老扶養親族該区分本人該区分繰越損失
	医 療 費		配 偶 者		
	社会保険料		配偶者特別		
	小規模企業共済		扶 養		
	生命保険料		基 礎		
地震保険料		所得控除合計②			
(摘要)					

を

「

所得控除	雑 損		障・寡・ひ・勤		控老扶養親族該区分特本人該区分繰越損失
	医 療 費		配 偶 者		
	社会保険料		配偶者特別		
	小規模企業共済		扶 養		
	生命保険料		特定親族特別		
地震保険料		基 礎			
(摘要)					

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別記様式については、令和8年度の市民税及び府民税の課税分から適用する。

「掲示済」

告 示

亀岡市告示第1号

亀岡市外国人介護人材雇用助成金交付要綱（令和6年亀岡市告示第163号）の一部を次のように改正する。

令和8年1月1日

亀岡市長 桂川孝裕

第1条中「介護サービス」の次に「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく障害福祉サービス及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく障害児通所支援」を、「介護事業所」の次に「、障害福祉サービス事業所及び障害児通所支援事業所（以下「介護事業所等」という。）」を加える。

第2条第2号中「介護事業所」を「介護事業所等」に改め、同号を同条第4号とし、同条第1号の次に次の2号を加える。

(2) 障害福祉サービス事業所 障害者総合支援法第5条第1項の規定による障害福祉サービスを行う事業所をいう。

(3) 障害児通所支援事業所 児童福祉法第6条の2の2第1項の規定による障害児通所支援を行う事業所をいう。

第3条中「介護事業所」を「介護事業所等」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施し、令和8年1月1日以降に雇用した外国人介護職員に係る

助成金から適用する。

「揭示済」

亀岡市告示第2号

亀岡市物価高対応子育て応援手当支給実施要綱を次のように定める。

令和8年1月5日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市物価高対応子育て応援手当
支給実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、物価高対応子育て応援手当の支給について（令和7年12月16日付けこ成環第769号こども家庭庁成育局長通知）別紙「物価高対応子育て応援手当支給要領」に基づき、物価高の影響が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、特にその影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援し、本市の子どもたちの健やかな成長を応援する観点から支給する亀岡市物価高対応子育て応援手当の支給に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 物価高対応子育て応援手当 前条の目的を達成するために、亀岡市（以下「市」という。）によって支給される手当をいう。
- (2) 支給対象者 別記第1に掲げる物価高対応子育て応援手当が支給される者をいう。

- (3) 一般支給対象者 別記第1の1(1)に掲げる支給対象者のうち、児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）第17条第1項に規定する公務員を除いた者をいう。
- (4) 公務員支給対象者 別記第1の1(1)に掲げる支給対象者のうち、法第17条第1項に規定する公務員をいう。
- (5) 出生児童支給対象者 別記第1の1(2)に掲げる支給対象者をいう。
- (6) 離婚等支給対象者 別記第1の1(3)に掲げる支給対象者をいう。
- (7) 対象児童 別記第2に掲げる者をいう。
（物価高対応子育て応援手当の支給等）

第3条 市は、支給対象者に対し、この要綱に定めるところにより物価高対応子育て応援手当を支給する。

2 前項の規定により支給対象者に対して支給する物価高対応子育て応援手当の金額は、対象児童1人につき2万円とする。

（一般支給対象者に対する支給の申入れ等）

第4条 市は、一般支給対象者に対し、物価高対応子育て応援手当の支給の申入れを行う。

2 一般支給対象者は、前項の申入れを受けたときは、物価高対応子育て応援手当の受給の拒否を届け出ることができる。

3 市長は、別に定める日までに前項の届出がないときは、速やかに支給を決定し、一般支給対象者に対し、物価高対応子育て応援手当を支給する。

（一般支給対象者に対する支給の方式）

第5条 一般支給対象者に対する市による支給は、第1号に掲げる方式により行う。ただし、令和7年9月分（令和7年9月に出生した児童については、令和7年10月分）の児童手当の支給に当たって指定していた口座等を解約等しており、物価高対応子育て応援手当の支給に支障が生じるおそれがある場合に限り

第2号に掲げる支給方式を、申請者が金融機関に口座を開設していない場合その他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り第3号に掲げる支給方式を行う。

- (1) 児童手当口座振込方式 市が把握する児童手当振込時における指定口座に振り込む方式
- (2) 指定口座振込方式 前条第3項の支給決定前までに前号の指定口座の変更を届け出て、市が当該届出をした指定口座に振り込む方式
- (3) 窓口現金受領方式 前条第3項の支給決定前までに第1号の口座の解約等を届け出て、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

(公務員支給対象者に係る申請受付開始日及び申請期限)

第6条 公務員支給対象者に対して支給する物価高対応子育て応援手当に係る市の申請受付開始日は、第9条第2項各号に掲げる申請方式ごとに市長が別に定める日とする。

2 申請期限は、市長が別に定める日とする。
(出生児童支給対象者に係る申請期限等)

第7条 出生児童支給対象者に対して支給する物価高対応子育て応援手当については、当該者からの、新生児に係る出生届の提出及び児童手当等各種申請を受ける際に物価高対応子育て応援手当の支給申請が必要である旨を伝えるものとする。

2 申請期限は、市長が別に定める日とする。
(離婚等支給対象者に係る申請期限等)

第8条 離婚等支給対象者に対して支給する物価高対応子育て応援手当については、当該者からの、支給対象児童に係る児童手当の申請を受ける際に物価高対応子育て応援手当の支給申請が必要である旨を伝えるものとする。

2 申請期限は、市長が別に定める日とする。

(公務員支給対象者、出生児童支給対象者及び離婚等支給対象者に係る申請及び支給の方式)

第9条 公務員支給対象者、出生児童支給対象者及び離婚等支給対象者(以下「公務員支給対象者等」という。)は、別に定める申請書(以下「申請書」という。)により申請を行う。

2 公務員支給対象者等による申請及び市による支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合において、第3号に掲げる支給方式は、申請者が金融機関に口座を開設していない場合その他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。

- (1) 郵送申請方式 申請者が申請書を郵送により市に提出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
- (2) 窓口申請方式 申請者が申請書を市の窓口へ提出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
- (3) 窓口現金受領方式 申請者が申請書を郵送により市に提出し、又は市の窓口へ提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

3 市長は、第1項の規定による申請を受けるときは、必要に応じて公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該申請者の本人確認を行う。

(代理による申請)

第10条 代理により前条第1項の申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他市長が別に定める方法により適当と認める者とする。

(公務員支給対象者等に対する支給の決定)

第11条 市長は、第9条第1項の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該公務

員支給対象者等に対し、物価高対応子育て応援手当を支給する。

(物価高対応子育て応援手当の支給等に関する周知)

第12条 市長は、物価高対応子育て応援手当の支給に当たり、支給対象者及び対象児童の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法により住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第13条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、公務員支給対象者等から第6条から第8条までの申請期限までに第9条第1項の申請が行われなかった場合は、当該公務員支給対象者等が物価高対応子育て応援手当の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第4条第3項の規定による支給決定を行った後、市が把握する児童手当振込時における指定口座(支給前までに指定口座の変更を届け出ている場合は、当該届出をした指定口座)に物価高対応子育て応援手当として支給を行う手続を行ったにもかかわらず、別に定める日までに指定口座への振込が口座解約、変更等によりできない場合は、本件契約は解除される。

3 市長が第11条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により支給できなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第14条 市長は、物価高対応子育て応援手当の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により物価高対応子育て応援手当の支給を受け

た者に対し、支給を行った物価高対応子育て応援手当の返還を求めることができる。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第15条 物価高対応子育て応援手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第16条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

別記（第2条関係）

第1 支給対象者

1 物価高対応子育て応援手当（以下「本手当」という。）は、次の(1)から(3)までのいずれかに規定する児童手当の受給者等（以下「支給対象者」という。）に支給する。

(1) 令和7年9月分（令和7年9月に出生した児童については、令和7年10月分とする。）の法による児童手当（以下「児童手当」という。）の受給者

(2) 令和7年9月30日（以下「基準日」という。）の翌日以後令和8年3月31日までに出生した児童（以下「新生児」という。）の父母等（法第4条第1項に規定する父母等をいう。）、新生児が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親（以下「里親等」という。）又は新生児が入所若しくは入院をしている障害児入所施設等（同項第4号に規定する障害児入所施設等をいう。）の設置者

(3) (1)の受給者の配偶者であって、基準日の翌日以後令和8年3月31日までに離婚（離婚調停中その他これらに準ずる者を含む。）により新たに児童手当の受給者となった者。ただし、(1)の受給者から本手当に相当する額の金銭等を受け取っていた場合又は当該受給者が本手当に相当する額の金銭等を本手当の目的のために費消していた場合を除く。

2 1の規定にかかわらず、本手当は、次の表の左欄に掲げる場合について、それぞれ同表の右欄に掲げる者に対して支給する。ただし、既に1に規定する者（以下「受給者等」という。）に対して本手当の支給が決定されている場合は、この限りでない。

<p>（受給者等死亡の場合） 基準日後から支給決定前までの間に1に規定する受給者等が死亡した場合（この2の規定により本手当を支給される者が、本手当の支給決定前に死亡した場合を含む。）</p>	<p>左欄に掲げる者が死亡した日の属する月の翌月分における当該死亡した者に係る支給要件児童（法第4条第1項第1号に規定する支給要件児童をいう。）に係る児童手当の支給を受ける者その他これに準ずるものとして適当と認められる者</p>
<p>（施設入所等児童であることが事後に判明した場合） 基準日後から支給決定前までの間に、受給者等に係る児童が施設入所等児童（法第4条第1項第4号に規定する施設入所等児童をいう。以下同じ。）であることを把握した場合</p>	<p>左欄に掲げる施設入所等児童が委託されている里親等又は左欄に掲げる施設入所等児童が入所若しくは入院をしている障害児入所施設等の設置者</p>
<p>（家庭内暴力事案の場合） 基準日後から支給決定前までの間に、受給者等からの暴力を理由に避難し、当該受給者等と生計を別に行っている当該受給者等の配偶者（現に</p>	<p>左欄に掲げる当該受給者等の配偶者</p>

第2の対象児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者に限る。)がその避難先の市町村において、当該対象児童に係る法第7条第1項の規定による認定の請求をし、当該避難先の市町村による当該認定の請求

第2 対象児童

対象児童（本手当の支給額の算定の基礎となる児童をいう。）は、次の(1)又は(2)に該当する者とする。

- (1) 令和7年9月分（令和7年9月に出生した児童については、令和7年10月分とする。）の児童手当に係る児童
- (2) 基準日の翌日から令和8年3月31日までの間に出生した児童

「揭示済」

亀岡市告示第3号

住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき次の者を住民基本台帳から職権消除したので、同条第4項の規定により告示する。

令和8年1月13日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 住 所 省略
- 2 氏 名 省略
- 3 消除理由 実態調査に基づく職権消除

「揭示済」

亀岡市告示第4号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和8年1月13日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類			送達を受けるべき者	
				住 所	氏 名
1	更正・決定 通知書	令和7年度	国民健康保険料	省略	省略
2	督促状	令和7年度 第5期	国民健康保険料	省略	省略
3	督促状	令和7年度 第5期	国民健康保険料	省略	省略
4	督促状	令和7年度 第5期	国民健康保険料	省略	省略
5	督促状	令和7年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
6	督促状	令和7年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
7	督促状	令和7年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
8	督促状	令和7年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
9	督促状	令和7年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
10	督促状	令和7年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
11	督促状	令和7年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
12	督促状	令和7年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
13	督促状	令和7年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
14	督促状	令和7年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
15	督促状	令和7年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
16	督促状	令和7年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略

17	督促状	令和7年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
18	督促状	令和7年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
19	督促状	令和7年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
20	督促状	令和7年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
21	督促状	令和7年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
22	督促状	令和7年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
23	督促状	令和7年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
24	督促状	令和7年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
25	督促状	令和7年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
26	督促状	令和7年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
27	督促状	令和7年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
28	督促状	令和7年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
29	督促状	令和7年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
30	督促状	令和7年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
31	督促状	令和7年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第5号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市健康福祉部高齢福祉課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和8年1月16日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

令和7年度介護保険料督促状 第6期分

2 送達を受けるべき者

	住所	氏名
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略
4	省略	省略
5	省略	省略
6	省略	省略
7	省略	省略
8	省略	省略
9	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第6号

住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき次の者を住民基本台帳から職権消除したので、同条第4項の規定により告示する。

令和8年1月20日

亀岡市長 桂川孝裕

1 住所 省略

2 氏名 省略

3 消除理由 実態調査に基づく職権消除

「揭示済」

亀岡市告示第7号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市健康福祉部高齢福祉課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和8年1月23日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

令和7年度介護保険料督促状 第6期分

2 送達を受けるべき者

	住所	氏名
1	省略	省略
2	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第8号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在不明又は外国においてすべき送達が困難であるため、亀岡市市民生活部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和8年1月23日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類	送達を受けるべき者	
		住所	氏名
1	令和7年度 督促状 市府民税 第4期	省略	省略
2	令和7年度 督促状 市府民税 第4期	省略	省略
3	令和7年度 督促状 市府民税 第4期	省略	省略
4	令和7年度 督促状 市府民税 第4期	省略	省略
5	令和7年度 督促状 市府民税 第4期	省略	省略
6	令和7年度 督促状 市府民税 第4期	省略	省略
7	令和7年度 督促状 市府民税 第4期	省略	省略
8	令和7年度 督促状 市府民税 第4期	省略	省略
9	令和7年度 督促状 市府民税 第4期	省略	省略
10	令和7年度 督促状 市府民税 第4期	省略	省略
11	令和7年度 督促状 市府民税 第4期	省略	省略
12	令和7年度 督促状 市府民税 第4期	省略	省略
13	令和7年度 督促状 市府民税 第4期	省略	省略
14	令和7年度 督促状 市府民税 第4期	省略	省略
15	令和7年度 督促状 市府民税 第4期	省略	省略
16	令和7年度 督促状 市府民税 第4期	省略	省略
17	令和7年度 督促状 市府民税 第4期	省略	省略
18	令和7年度 督促状 市府民税 第4期	省略	省略

19	令和7年度 督促状 市府民税 第4期	省略	省略
20	令和7年度 督促状 市府民税 第4期	省略	省略
21	令和7年度 督促状 市府民税 第4期	省略	省略
22	令和7年度 督促状 市府民税 第4期	省略	省略
23	令和7年度 督促状 市府民税 第4期	省略	省略
24	令和7年度 督促状 市府民税 第4期	省略	省略
25	令和7年度 督促状 市府民税 第4期	省略	省略
26	令和7年度 督促状 市府民税 第4期	省略	省略
27	令和7年度 督促状 市府民税 第4期	省略	省略
28	令和7年度 督促状 市府民税 第4期	省略	省略
29	令和7年度 督促状 市府民税 第4期	省略	省略
30	令和7年度 督促状 市府民税 第4期	省略	省略
31	令和7年度 督促状 市府民税 第4期	省略	省略
32	令和7年度 督促状 市府民税 第4期	省略	省略
33	令和7年度 督促状 市府民税 第4期	省略	省略
34	令和7年度 督促状 市府民税 第4期	省略	省略
35	令和7年度 督促状 市府民税 第4期	省略	省略
36	令和7年度 督促状 市府民税 第4期	省略	省略
37	令和7年度 督促状 市府民税 第4期	省略	省略
38	令和7年度 督促状 市府民税 第4期	省略	省略
39	令和7年度 督促状 市府民税 第4期	省略	省略
40	令和7年度 督促状 市府民税 第3期	省略	省略
41	令和7年度 督促状 市府民税 第4期	省略	省略
42	令和7年度 督促状 市府民税 第3期	省略	省略
43	令和7年度 督促状 市府民税 第4期	省略	省略
44	令和7年度 督促状 市府民税 第3期	省略	省略
45	令和7年度 督促状 市府民税 第4期	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「掲示済」

亀岡市告示第9号

亀岡市乳児等通園支援事業の認可等に関する要綱を次のように定める。

令和8年1月23日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市乳児等通園支援事業の認可等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「子子法」という。）に基づき、市長が、法に定める乳児等通園支援事業を運営しようとする者からの申請に対する認可、変更及び廃止又は休止の承認等を行うこと並びに子子法、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）等に基づく確認事項の申請、変更及び辞退の承認等について、亀岡市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年亀岡市条例第37号。以下「認可条例」という。）及び特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号。以下「確認基準」という。）に定めるもののほ

か、必要な事項を定める。

(認可及び確認の申請等)

第2条 法第34条の15の規定により乳児等通園支援事業の認可を受けようとする者は、亀岡市乳児等通園支援事業認可申請書兼亀岡市特定乳児等通園支援事業者確認申請書（別記第1号様式。以下「認可兼確認申請書」という。）に認可条例で定める要件に適合していることを証する書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 子子法第54条の2第1項の規定により、特定乳児等通園支援事業者の確認を受けようとする者は、認可兼確認申請書に確認基準で定める要件に適合していることを証する書類を添えて市長に申請しなければならない。

3 乳児等通園支援事業の運営の適正化に資するため、乳児等通園支援事業の認可を受けようとする者は、事前に市長と協議しなければならない。

(認可の基準)

第3条 乳児等通園支援事業の認可の基準は、法及び関係法令に定めるもののほか、認可条例第3条に規定する乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準に定めるところによるものとする。

2 市長は、前条第1項に規定する申請において、当該申請に係る乳児等通園支援事業の所在地を含む教育・保育提供区域（子子法第61条第2項第1号の規定により本市が定める教育・保育提供区域をいう。以下この項において同じ。）における同法第54条の2に規定する特定乳児等通園支援事業者（以下「特定乳児等通園支援事業者」という。）の利用定員の総数が、亀岡市子ども・子育て支援事業計画（法第61条第1項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画をいう。以下「事業計画」という。）において定める当該教育・保育提供区域の特定乳児等通園支援

事業者に係る必要利用定員総数に既に達しているとき又は当該申請に係る乳児等通園支援事業の認可によってこれを超えることになる時と認めるときその他本市の事業計画の達成に支障を生ずるおそれがある場合として内閣府令で定める場合に該当すると認めるときは、当該申請を認可しないことができる。

(確認の基準)

第4条 特定乳児等通園支援事業者の確認の基準は、子法及び関係法令に定めるもののほか、確認基準に定めるところによるものとする。

(認可及び認可通知)

第5条 市長は、第2条第1項の申請に対し、認可条例に基づき認可するときは、その内容を審査の上、必要に応じて実地調査等を行うものとする。

2 市長は、前項の認可をする場合は亀岡市乳児等通園支援事業認可通知書(別記第2号様式)により、認可をしない場合は亀岡市乳児等通園支援事業不認可通知書(別記第3号様式)により当該申請者に通知するものとする。

(確認及び確認通知)

第6条 市長は、第2条第2項の申請に対し、確認基準に基づき確認するときは、その内容を審査の上、必要に応じて実地調査等を行うものとする。

2 市長は、前項の確認をする場合は、亀岡市特定乳児等通園支援事業者確認通知書(別記第4号様式)により当該申請者に通知するものとする。

(意見の聴取)

第7条 市長は、第5条第1項の認可及び前条第1項の確認をするときは、法第34条の15第4項及び子法第54条の2第3項の規定により、亀岡市子ども・子育て会議条例(平成25年亀岡市条例第29号)第1条に規定する亀岡市子ども・子育て会議委員の意

見を聴かなければならない。

(認可内容の変更、事業の廃止又は休止)

第8条 第5条の規定による認可を受けた者(以下「認可事業者」という。)は、当該認可を受けた事項又は第4項の規定により承認を受けた内容について、次の各号に掲げる変更があったときは、それぞれ当該各号に定める書類を速やかに市長に届け出るものとする。

(1) 施設名称等の変更 亀岡市乳児等通園支援事業者認可変更届出書(施設名称等の変更)(別記第5号様式)

(2) 建物その他の設備の変更等 亀岡市乳児等通園支援事業者認可変更届出書(建物その他の設備の変更等)(別記第6号様式)

2 認可事業者は、乳児等通園支援事業の廃止又は休止をしようとするときは、廃止又は休止しようとする日の1年前までに、次に掲げる事項について、事前に市長と協議しなければならない。

(1) 廃止又は休止の理由

(2) 現に事業を受けている児童に対する措置及び保護者に対する説明

(3) 廃止しようとする者にあつては、廃止の期日及び財産の処分

(4) 休止しようとする者にあつては、休止の予定期間

(5) その他市長が必要と認める事項

3 認可事業者は、当該事業を廃止又は休止しようとするときは、廃止又は休止しようとする日の3月前までに、亀岡市乳児等通園支援事業廃止(休止)申請書兼亀岡市特定乳児等通園支援事業者確認辞退届出書(別記第7号様式。次条において「辞退届出書」という。)により市長に申請するものとする。

4 市長は、前項の規定による申請を承認する場合は亀岡市乳児等通園支援事業廃止(休止)承認通知書(別記第8号様式)により、承認しない場合は亀岡市乳児等通園支援事業

廃止（休止）不承認通知書（別記第9号様式）により当該事業者に通知するものとする。

（確認内容の変更及び辞退）

第9条 第6条の規定による確認を受けた者（以下「確認事業者」という。）は、当該確認を受けた事項又は第3項の規定により承認を受けた内容に変更があったときは、それぞれ当該各号に定める書類を速やかに市長に申請し、又は届け出るものとする。

- (1) 利用定員の増加 亀岡市特定乳児等通園支援事業者確認変更申請書（利用定員の増加）（別記第10号様式）
- (2) 利用定員の減少 亀岡市特定乳児等通園支援事業者確認変更届出書（利用定員の減少）（別記第11号様式）
- (3) 利用定員の変更以外 亀岡市特定乳児等通園支援事業者確認変更届出書（利用定員の変更以外）（別記第12号様式）

2 市長は、前項第1号に定める利用定員の増加の申請があり、その内容を審査し、適切と認めるときは、亀岡市特定乳児等通園支援事業者確認事項変更承認通知書（別記第13号様式）により当該事業者に通知するものとする。

3 確認事業者は、第1項第2号に定める利用定員の減少を届け出ようとするときは、利用定員の減少を予定する日の3月前までに、市長と協議しなければならない。

4 確認事業者は、第6条の規定により受けた確認を辞退しようとするときは、辞退しようとする日の3月前までに、辞退届出書を市長に提出しなければならない。

（認可の取消し）

第10条 市長は、法第58条第2項の規定により乳児等通園支援事業の認可を取り消したときは、亀岡市乳児等通園支援事業認可取消通知書（別記第14号様式）により事業者に対して通知するものとする。

（確認の取消し等）

第11条 市長は、子法第54条の3において準用する同法第52条第1項の規定による確認の取消し又は確認の全部若しくは一部の効力停止は、亀岡市特定乳児等通園支援事業者確認取消・効力停止通知書（別記第15号様式）により事業者に対して通知するものとする。

（実地調査等）

第12条 市長は、必要と認めるときは、認可事業者及び確認事業者に対して運営について実地調査を行い、又は報告を求めることができる。この場合において、事業者は、実地調査等を円滑に行えるように協力をしなければならない。

（指導及び改善の勧告）

第13条 市長は、前条に規定する実地調査の結果、児童の処遇等に適切を欠くと認めるときは、当該事業者に対し必要な指導及び改善の勧告（以下「指導等」という。）を行うものとする。

2 市長は、前項の指導等を行ったときは、再度前条の実地調査を行い、又は報告を求め、当該事業者の運営について改善状況を確認するものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年4月1日から実施する。

（準備行為）

2 この要綱の実施のために必要な行為は、この要綱の実施の日前においても行うことができる。

【別記様式 省略】

「揭示済」

亀岡市告示第10号

亀岡市実費徴収に係る補足給付事業費補助金実施要綱（令和元年亀岡市告示第177号）の一部を次のように改正する。

令和8年1月27日

亀岡市長 桂川孝裕

第4条第2号中「4,800円」を「4,900円」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施し、令和7年度分の補助金から適用する。

「揭示済」

亀岡市告示第11号

住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき次の者を住民基本台帳から職権消除したので、同条第4項の規定により告示する。

令和8年1月29日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 住 所 省略
- 2 氏 名 省略
- 3 消除理由 実態調査に基づく職権消除

「揭示済」

亀岡市告示第12号

住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき次の者を住民基本台帳から職権消除したので、同条第4項の規定により告示する。

令和8年1月29日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 住 所 省略
- 2 氏 名 省略
- 3 消除理由 実態調査に基づく職権消除

「揭示済」

公 告

亀岡市公告第1号

亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成28年亀岡市条例第42号）第8条第1項第3号及び第9条第1項第3号の規定に基づく指定区域を変更するため、同条例第8条第2項において準用する同条例第6条第2項の規定により、次のとおり変更案を縦覧に供する。

なお、変更案について、当該指定区域の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

令和8年1月6日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 変更する区域の名称及び土地の区域
 - 馬路地区（亀岡市馬路町、河原林町河原尻、千歳町千歳 地内）
 - 河原林町河原尻地区（亀岡市河原林町河原尻 地内）
 - 河原林町勝林島地区（亀岡市河原林町勝林島 地内）
 - 千代川地区（亀岡市千代川町 地内）
- 2 変更する予定建築物等の用途
 - 【河原林町河原尻地区】
 - [開発行為]
 - (1) 専用住宅（その敷地面積が、自己の居住の用に供するものにあつては150平方メートル以上のもの、その他のものにあつては300平方メートル以上のものに限る。）
 - (2) 第一種低層住居専用地域内に建築する

ことができる兼用住宅（その敷地面積が、自己の居住の用に供するものにあつては150平方メートル以上のもの、その他のものにあつては300平方メートル以上のものに限る。）

- (3) (4)に掲げるもののほか、第二種低層住居専用地域内に建築することができる店舗、飲食店その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）

- (4) 次に掲げる農業の利便を増進するために必要な店舗等でその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）

ア 建築物の周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗
イ アの農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店

ウ 自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（アの農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）

- (5) 診療所
- (6) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅の兼用用途である事務所でその用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以内のもの
- (7) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅の兼用用途である美術品又は工芸品を製作するためのアト

リエ又は工房でその用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以内のもの

[建築行為]

- (1) 自己の居住の用に供する専用住宅（[開発行為] (1)又は(2)のうちその他のものとして都市計画法第29条第1項の規定に基づく開発許可を受けた土地に建築するものを除き、かつ、新築の場合にあってはその敷地面積が150平方メートル以上のものに限る。）
- (2) (1)に掲げるもののほか自己の居住の用に供する専用住宅（その敷地面積が300平方メートル以上のものに限る。）
- (3) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる自己の居住の用に供する兼用住宅（[開発行為] (1)又は(2)のうちその他のものとして都市計画法第29条第1項の規定に基づく開発許可を受けた土地に建築するものを除き、かつ、新築の場合にあっては敷地面積が150平方メートル以上のものに限る。）
- (4) (3)に掲げるもののほか第一種低層住居専用地域内に建築することができる自己の居住の用に供する兼用住宅（その敷地面積が300平方メートル以上のものに限る。）
- (5) (6)に掲げるもののほか、第二種低層住居専用地域内に建築することができる店舗、飲食店その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）
- (6) 次に掲げる農業の利便を増進するために必要な建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以

内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）

- ア 建築物の周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗
- イ アの農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店
- ウ 自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（アの農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）
- (7) 診療所
- (8) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅の兼用用途である事務所でその用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル（用途を変更する場合にあっては150平方メートル）以内のもの
- (9) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅の兼用用途である美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房でその用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル（用途を変更する場合にあっては150平方メートル）以内のもの
- (10) 旅館業法第2条第3項に規定する簡易宿所営業に係るもの（用途を変更する場合に限る。）

【河原林町勝林島地区】

[開発行為]

次の(1)から(7)までに掲げるもの（(3)から(7)までに掲げるもののうち土砂災害警戒区域又は洪水等が発生した場合に生命又は身

体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を含む敷地面積が1,000平方メートル以上のものについては、安全上及び避難上の対策を実施するものに限る。）

- (1) 専用住宅（その敷地面積が、自己の居住の用に供するものにあつては150平方メートル以上のもの、その他のものにあつては300平方メートル以上のものに限る。）
- (2) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅（その敷地面積が、自己の居住の用に供するものにあつては150平方メートル以上のもの、その他のものにあつては300平方メートル以上のものに限る。）
- (3) (4)に掲げるもののほか、第二種低層住居専用地域内に建築することができる店舗、飲食店その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）
- (4) 次に掲げる農業の利便を増進するために必要な店舗等でその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）

ア 建築物の周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗
 イ アの農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店

ウ 自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（アの農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以

内のもの（原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）

- (5) 診療所
- (6) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅の兼用用途である事務所でその用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以内のもの
- (7) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅の兼用用途である美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房でその用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以内のもの

[建築行為]

- (1) 自己の居住の用に供する専用住宅（[開発行為] (1)又は(2)のうちその他のものとして都市計画法第29条第1項の規定に基づく開発許可を受けた土地に建築するものを除き、かつ、新築の場合にあつてはその敷地面積が150平方メートル以上のものに限る。）
- (2) (1)に掲げるもののほか自己の居住の用に供する専用住宅（その敷地面積が300平方メートル以上のものに限る。）
- (3) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる自己の居住の用に供する兼用住宅（[開発行為] (1)又は(2)のうちその他のものとして都市計画法第29条第1項の規定に基づく開発許可を受けた土地に建築するものを除き、かつ、新築の場合にあつては敷地面積が150平方メートル以上のものに限る。）
- (4) (3)に掲げるもののほか第一種低層住居専用地域内に建築することができる自己の居住の用に供する兼用住宅（その敷地面積が300平方メートル以上のものに

<p>限る。)</p> <p>(5) (6)に掲げるもののほか、第二種低層住居専用地域内に建築することができる店舗、飲食店その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以内のもの(3階以上の部分をその用途に供するものを除く。)</p> <p>(6) 次に掲げる農業の利便を増進するために必要な建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの(3階以上の部分をその用途に供するものを除く。)</p> <p>ア 建築物の周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗</p> <p>イ アの農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店</p> <p>ウ 自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(アの農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。)で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)</p> <p>(7) 診療所</p> <p>(8) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅の兼用用途である事務所でその用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル(用途を変更する場合にあっては150平方メートル)以内のもの</p> <p>(9) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅の兼用用途である美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房でその用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル(用途</p>	<p>を変更する場合にあっては150平方メートル)以内のもの</p> <p>(10) 旅館業法第2条第3項に規定する簡易宿所営業に係るもの(用途を変更する場合に限る。)</p> <p>3 縦覧場所 亀岡市安町野々神8番地 亀岡市まちづくり推進部都市計画課</p> <p>4 縦覧期間 令和8年1月6日から 令和8年1月19日まで</p> <p style="text-align: right;">「揭示済」</p>
---	--

亀岡市公告第2号

一般競争入札（条件付き）にかかる特定建設工事共同企業体の公募について、次のとおり公告する。

なお、この工事は受発注者双方が工程調整を綿密に行い、月単位の週休2日を確保できるよう工事を実施する「週休2日制工事」の対象である。

また、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和8年1月14日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

(1) 工事番号	7緑公第22号	
(2) 工事名	京都・亀岡保津川公園園路広場整備工事	
(3) 工事場所	亀岡市保津町上中島地内外	
(4) 工事種別	土木一式工事	
(5) 工事概要	基盤整備（園路）	
	掘削工	V = 360m ³
	路床盛土	V = 1,560m ³
	土砂運搬	V = 1,340m ³
	法面整形	A = 2,110m ²
	基盤整備（広場）	
	掘削工	V = 550m ³
	路床盛土	V = 3,852m ³
	土砂運搬	V = 4,350m ³
	法面整形	A = 660m ²
	土性改良	A = 12,630m ²
	雨水排水設備工（園路）	
	側溝	L = 5m
	管渠	L = 140m
	園路広場工（園路）	
	脱色アスファルト路盤	A = 5,200m ²
	公園橋	N = 8基
	雨水排水設備工（広場）	
	碎石側溝	L = 292m
	園路広場工（広場）	
	コンクリート舗装	A = 100m ²

- | | | |
|----------------|---|----------|
| | 砕石敷 | A=4,460㎡ |
| (6) 工 期 | 契約日の翌日から令和8年3月31日まで | |
| (7) 部 分 払 | 無 | |
| (8) 前 金 払 | 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要） | |
| (9) 中間前金払 | 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前払金の支払を受けており、工期の2分の1が経過していること、工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること、当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り請求できる。（中間前払金は請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要） | |
| (10) 最低制限価格 | 採用 | |
| (11) 入札保証金 | 免除 | |
| (12) 契約保証金 | 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。 | |
| (13) 支給材料及び貸与品 | 無 | |
| (14) 契約書の要否 | 要 | |

2 入札参加資格要件

特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、次に掲げる要件等を満たすものであること。

(1) 共同企業体の要件

ア 令和7年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A1等級」に認定された者2者又は3者による共同企業体とする。ただし、1者が複数の共同企業体の代表者又は構成員となることはできない。

イ 共同企業体は、自主結成とする。

ウ 構成員の出資比率は、全ての構成員が、2者の場合30パーセント以上、3者の場合20パーセント以上の出資比率であるものとする。

エ 共同企業体入札参加申請書（以下「入札参加申請書」という。）等の提出期限日から開札日までの期間において、亀岡市及び京都府の指名停止を受けていないこと。

(2) 共同企業体の代表者の要件

ア 令和7年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A1等級」に認定され、亀岡市内に本社（本店）を置く者であること。

イ 主任技術者として、「土木一式工事」に係る主任技術者資格（国家資格者に限る。）を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を、工事現場に専任で配置できるものであること。また、下請総額が5,000万円以上となる場合に、監理技術者として、「土木一式工事」に係る監理技術者資格を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を、工事現場に専任で配置できるものであること。

ウ 出資比率が構成員中最大の者であること。

エ 共同企業体による土木一式工事の手持ち工事がないこと。

（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和6年4月1日以降に発注した土木一式工事の共同企業体による競争入札により落札した工事（7緑公第13号亀岡運動公園再整備その8工事の案件を含む。）で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、1者単独での受注案件、随意契約によるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事の共同企業体による競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。）

(3) 共同企業体の代表者以外の構成員の要件

ア 令和7年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A1等級」に認定され、亀岡市内に本社（本店）を置く者であること。

イ 主任技術者として、「土木一式工事」に係る主任技術者資格（国家資格者に限る。）を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を、工事現場に専任で配置できるものであること。

ウ 共同企業体による土木一式工事の手持ち工事がないこと。

（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和6年4月1日以降に発注した土木一式工事の共同企業体による競争入札により落札した工事（7緑公第13号亀岡運動公園再整備その8工事の案件を含む。）で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、1者単独での受注案件、随意契約によるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事の共同企業体による競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。）

(4) 共同企業体の協定方式

協定書は、「特定建設工事共同企業体協定書（甲型）」による。共同企業体の名称は、2者による場合は「〇〇・△△特定建設工事共同企業体」とし、3者による場合は「〇〇・△△・□□特定建設工事共同企業体」とする。

(5) その他

一般競争入札（事後公表）公告共通事項（以下「共通事項」という。）のとおりとする。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 共同企業体入札参加申請書（別紙）
- (2) 特定建設工事共同企業体協定書（甲型）（別紙）
- (3) 技術者配置予定書（別紙）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載

することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

なお、技術者配置予定書に記載された技術者は、契約工期中、当該工事に専任できるものとする（請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上の場合）。

配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。この場合、恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。

(4) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 1(4)に係る技術者の資格要件を有すると判断できる資格・免許等に関するものを添付すること。

※ 提出書類は、電子入札システムにより提出するものとするが、3の(1)、(2)については、押印がある書類のPDF化したものを提出すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和8年1月14日（水） 午後3時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和8年1月14日（水） 午後3時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和8年1月29日（木） 午前9時から 令和8年1月30日（金） 午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和8年2月2日（月） 午後5時までに電子入札システムにより通知	共通事項3のとおり
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和8年1月28日（水）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和8年2月2日（月）午後3時まで	共通事項5-1のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和8年2月4日（水）午後5時まで	共通事項5-1のとおり
入札期間	令和8年2月9日（月） 午前9時から 令和8年2月10日（火） 午後3時まで	共通事項6のとおり
予定価格の公表	令和8年2月10日（火）午後4時以降	入札情報公開システムによる

予定価格に関する質問の受付	予定価格の公表をしたときから 令和8年2月13日（金）正午まで		共通事項5-2のとおり
予定価格に関する質問への回答	令和8年2月16日（月）午後5時まで		共通事項5-2のとおり
	【予定価格に関する質問がないとき】	【予定価格に関する質問があるとき】	
開札日時	令和8年2月16日（月） 午前10時	令和8年2月17日（火） 午前10時	電子入札システムによる
再度入札を行う場合の入札期間	令和8年2月17日（火） 午前9時から午後3時まで	令和8年2月18日（水） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
再度入札の開札日時	令和8年2月17日（火） 午後3時以降	令和8年2月18日（水） 午後3時以降	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

紙による提出は、閉庁日及び閉庁時間は受け付けない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、入札参加申請書と技術者配置予定書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、技術者配置予定書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当該工事の入札に参加できずとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 入札2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) 本案件を落札した業者は、他の共同企業体による土木一式工事の競争入札に参加することができない。ただし、他の案件の公告日までに工事完成届が提出された場合は入札に参加するこ

とができる。

- (5) 「週休2日制工事」の詳細については、特記仕様書等のおりとする。
- (6) その他については、共通事項のおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 総務部 契約検査課
 (電話0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第3号

亀岡市学校給食センター整備運営等事業について、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和8年1月15日

亀岡市長 桂川孝裕

1 業務概要

(1) 業務名

亀岡市学校給食センター整備運営等事業

(2) 業務内容

市立小中学校に給食提供可能な学校給食センターの整備を行い、育親学園を含む給食事業の運営及び業務委託を行うものである。

(3) 業務期間

契約締結日から令和25年7月31日まで

(4) 見積限度額

14,106,301,000円
 (消費税及び地方消費税を含む。)

2 その他

詳細は、亀岡市学校給食センター整備運営等事業公募型プロポーザル実施要領による。

「揭示済」

亀岡市公告第4号

亀岡市篠町篠洗川土地区画整理事業の事業計画を土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第20条第1項の規定により公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第3条の規定により、下記の事項を公告する。

なお、当該事業計画（都市計画に定められた事項を除く。）について意見のある利害関係者は、令和8年2月16日までに亀岡市長に意見書を提出することができる。

令和8年1月19日

亀岡市長 桂川孝裕

記

1 縦覧期間

令和8年1月19日から

令和8年2月2日まで

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

3 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市まちづくり推進部都市計画課

「揭示済」

亀岡市公告第5号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第5項により農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定により公告し、その関係書類を次により縦覧に供する。

令和8年1月20日

亀岡市長 桂川孝裕

1 認可日

令和8年1月20日

2 縦覧期間

令和8年1月20日以後、常時備え置くこととする。

3 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第6号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

令和8年1月22日

亀岡市長 桂川孝裕

1 入札に付する事項

- | | |
|------------|-------------------------|
| (1) 業務名 | 「亀岡市スクールバス運行管理業務委託」について |
| (2) 業務場所 | 仕様書のとおり |
| (3) 業務概要 | 仕様書のとおり |
| (4) 業務期間 | 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで |
| (5) 最低制限価格 | 不採用 |
| (6) 入札保証金 | 免除 |
| (7) 契約保証金 | 免除 |

2 入札参加要件

参加者は、次の全ての要件に該当すること。

- (1) 亀岡市「令和7年度 物品購入等に関する競争入札参加資格者名簿」に登録している者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (3) 入札参加申請時において、亀岡市又は京都府の指名停止期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者（次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）でないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

ク 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者（その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしていないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）
- (2) 入札参加資格要件を満たしていることの誓約書（様式2）

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
一般競争入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和8年1月22日（木） 午後3時から 令和8年2月4日（水） 午後5時まで	1 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）等及び仕様書等は、亀岡市入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の発注情報閲覧からダウンロードすること。 2 やむを得ず窓口配布を希望する場合は、問い合わせの上配布期間内の受付時間中（令和8年1月22日（木）は午後3時から午後5時まで、令和8年1月23日（金）以降は午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）に契約検査課に来庁して入手すること。ただし、閉庁日を除く。
確認申請書等の受付	令和8年2月4日（水） 午後5時まで	入札に参加を希望する者は、当該の公告に示す提出資料を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。また、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。 (1) 提出方法 持参又は郵送により提出すること。 なお、郵送の場合は書留にて、令和8年2月4日（水）午後5時までに契約検査課必着とする。また、郵送時に契約検査課まで郵送した旨の電話連絡をすること。郵送した旨の電話連絡がない場合は、受け付けでき

		<p>ないことがあるので留意すること。</p> <p>(2) 提出書類 当該公告の「3 入札参加資格確認申請時の提出書類」に定める書類</p> <p>(3) その他 ア 提出書類作成等に要する費用は、申請者の負担とし、提出された書類は返却しない。 イ 提出書類は、公告で指定した様式にて作成すること。 ウ 提出された書類は、本市において無断使用することはない。 エ 虚偽の記載をした者は、当該業務の入札への参加を認めないとともに、市の指名停止措置を行うことがある。</p>
入札参加資格確認通知書の送付	令和8年2月6日（金）までに通知	<p>確認申請書等を提出した入札参加希望者に対し、結果を通知する。</p> <p>入札は、「一般競争入札参加資格確認通知書」により「参加資格有」の通知を受けた者のみが参加できる。</p>
確認申請書等及び仕様書等に関する質問の受付	<p>確認申請書等に関する質問 令和8年2月4日（水） 午後5時まで</p> <p>仕様書等に関する質問 令和8年2月10日（火） 正午まで</p>	<p>1 確認申請書等に関する質問は、公告に示す期間内に契約検査課において電話にて随時受け付ける。</p> <p>2 仕様書等に関する質問については、質問書（様式3）にて行うこととし、「9 問い合わせ先」に記載の電子メールアドレスへ電子メールにて提出すること。質問内容を簡潔にまとめて記載して、電子メールに添付し提出すること。</p> <p>添付ファイルは、「Microsoft Word 2010」（Windows版）で支障なく再現できること。</p> <p>口頭による質問は受け付けない。</p> <p>提出後、質問書を提出した旨を契約検査課へ電話連絡すること。送付した旨の電話連絡がない場合は、質問書を受け付けできないことがあるので留意すること。</p>

<p>質問に関する回答</p>	<p>確認申請書等に関する回答 随時</p> <p>仕様書等に関する回答 令和8年2月13日（金） 午後5時まで</p>	<p>1 確認申請書等に関する質問の回答については、随時、原則質問者にのみ行う。</p> <p>2 仕様書等に関する質問の回答については、当該公告に示す日時までに電子メールにて入札参加資格者全員に回答する。</p> <p>3 その他、不当に混乱を招くことが危惧されると判断した質問については、回答しない旨を回答書に記載することがある。</p> <p>4 回答期日までに回答がない場合は、基本的に質問はなかったものとする。</p>
<p>入札日時</p>	<p>令和8年2月17日（火） 午前10時（厳守）</p>	<p>入札については、「5 入札に関する留意事項」のとおり</p>

5 入札に関する留意事項

- (1) 入札方法は、紙入札とする。指定の日時に亀岡市役所入札室（市役所4階）に入札書（様式4）を持参すること。（入札開始の10分前には到着を心掛けること。）
- (2) 入札は、最大3回まで行うので入札書を3部準備すること。
- (3) 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (4) 入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することができる。
- (5) 入札者は、仕様書等を熟知の上、入札しなければならない。
- (6) 入札書に記載する金額は、単価にスクールバスの台数を乗じた数の合計（日額単価①×4台＋日額単価②×5台の合計）とする。また、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (7) 入札の辞退
 入札に参加できない事情がある場合には、入札執行の完了に至るまでに入札辞退届（様式5）を提出しなければならない。
- (8) 書面による入札
 ア 代理人が入札する場合は、委任状（様式6）を提出しなければならない。この場合、入札書に入札者の住所、商号又は名称及び代表者氏名、当該代理人の氏名を記載して、押印（代理人の印を使用）しておかなくてはならない。
 イ 入札書は封筒に入れ密封し、かつ、封筒の表に商号又は名称、代表者名及び件名を記載し押印の上、封筒の開口部を封印すること（代理人が入札する場合は当該代理人名を記載の上、代理人の印を使用）。
 なお、開札後予定価格の制限の範囲内の入札がないときで再度の入札を行う場合にあっては、この限りでない。

ウ 開札は、公告に掲げる入札日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。

(9) 入札の無効及び失格

次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることはできない。

ア 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者の入札

イ 確認申請書等の提出を履行しなかった者又は確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札

ウ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理としての入札を含む。）をした者の入札

エ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者の入札

オ 一般競争入札参加資格確認通知書により「参加資格有」の通知を受けた後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者の入札

カ 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者の入札

キ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書で入札をした者のした入札

ク 入札関係職員の指示に従わない等、入札場の秩序を乱した者

ケ 再度入札に付して最低価格札の発表をしたにもかかわらず、当該最低価格以上の価格で入札をした者

コ その他入札条件に違反した者

(10) 落札者の決定方法

ア 亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）第110条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

イ 落札者が決定通知のあった日から指定する期日までに契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

(11) その他亀岡市財務規則に基づき執行する。

6 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

7 契約書作成の要否

要

8 その他

- (1) 入札参加者は、別添の仕様書等を熟読し、関係法令等を遵守すること。
- (2) 本市が提示する資料及び回答書は、契約関係書類と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。
- (3) 本市が必要と認めるときは、入札を延期、中止又は取り消すことがある。
- (4) 落札者の決定後、当該入札に付する業務に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該業務契約を締結しないことがある。
- (5) 確認申請書等に虚偽の記載をした場合には、当業務の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (6) 上記に定めるもののほか、亀岡市財務規則の定めるところによる。
- (7) 予定価格は公表しないものとする。

9 問い合わせ先

〒621-8501

京都府亀岡市安町野々神8番地

亀岡市総務部 契約検査課 (電話番号 0771-25-5009)

(FAX 番号 0771-25-5157)

電子メールアドレス：sikkou-kanri@city.kameoka.lg.jp

ホームページ : <https://www.city.kameoka.kyoto.jp>

「揭示済」

亀岡市公告第7号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

令和8年1月23日

亀岡市長 桂川孝裕

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 亀岡市庁舎設備運転管理業務委託
- (2) 業務場所 亀岡市安町野々神8番地 亀岡市役所（本館及び別館）
- (3) 業務概要 仕様書のとおり
- (4) 業務期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
- (5) 最低制限価格 採用

- (6) 入札保証金 免除
- (7) 契約保証金 免除

2 入札参加要件

参加者は、次の全ての要件に該当すること。

- (1) 亀岡市「令和7年度 物品購入等に関する競争入札参加資格者名簿」に登録している者であること。
- (2) 亀岡市へ2時間以内に到達できる範囲内に、支援に駆けつけることのできる人員を配置した本店（支店）又は営業所を有すること。
- (3) 亀岡市庁舎又は亀岡市庁舎と同規模建物（地上5階以上、かつ、延床面積2万㎡以上で、なおかつ非常用発電機及びチラー等を用いた空調設備を有する庁舎、オフィスビル又は類似施設）の設備運転管理を、単独者で過去10年間に同一施設で5年以上継続した実績を有すること。
- (4) 入札参加申請時に次の書類を提出すること。
 - 「設備運転管理業務委託仕様書」第4当業務に関し必要な要件等中1、2、4に関する書類
 - 1：各種許可証及び各ISO9001・14001認証の写し
 - 2：(1)から(5)までの要件を満たす配置予定業務従事者名簿
(氏名、業務経歴、資格を証する書類の写しを添付)
 - 4：実績に係る契約書及び仕様書の写し
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (6) 入札参加申請時において、亀岡市又は京都府の指名停止期間中でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者（次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）でないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
 - ク 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者（その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）

- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (9) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしていないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）
- (2) 「電気工事業」、「管工事業」及び「消防施設工事業」の許可とISO9001・14001の認証を受けていることを証明する書類の写し
- (3) 配置予定業務従事者名簿（様式2）
 - ※ 「設備運転管理業務委託仕様書」第4当業務に関し必要な要件等中2(1)から(5)までの要件を満たしていることが判断できる資格者証、修了証書等の写しを添付すること。
- (4) 類似業務委託実績書（様式3）
 - ※ 実績を証明する契約書及び仕様書等の写しを添付すること。
- (5) 入札参加資格を満たしていることの誓約書（様式4）

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期等	手続の方法等
一般競争入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和8年1月23日（金） 午後3時から 令和8年2月5日（木） 午後5時まで	1 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）等及び仕様書等は、亀岡市入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の発注情報閲覧からダウンロードすること。 2 やむを得ず窓口配布を希望する場合は、問い合わせの上配布期間内の受付時間中（令和8年1月23日（金）は午後3時から午後5時まで、令和8年1月26日（月）以降は午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）に契約検査課に来庁して入手すること。ただし、閉庁日を除く。
確認申請書等の受付	令和8年2月5日（木） 午後5時まで	入札に参加を希望する者は、当該の公告に示す提出資料を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。また、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。 (1) 提出方法 持参又は郵送により提出すること。

		<p>なお、郵送の場合は書留にて、令和8年2月5日（木）午後5時までに契約検査課必着とする。また、郵送時に契約検査課まで郵送した旨の電話連絡をすること。郵送した旨の電話連絡がない場合は、受け付けできないことがあるので留意すること。</p> <p>(2) 提出書類 当該公告の「3 入札参加資格確認申請時の提出書類」に定める書類</p> <p>(3) その他 ア 提出書類作成等に要する費用は、申請者の負担とし、提出された書類は返却しない。 イ 提出書類は、公告で指定した様式にて作成すること。 ウ 提出された書類は、本市において無断使用することはない。 エ 虚偽の記載をした者は、当該業務の入札への参加を認めないとともに、市の指名停止措置を行うことがある。</p>
<p>入札参加資格確認通知書の送付</p>	<p>令和8年2月9日（月）までに通知</p>	<p>確認申請書等を提出した入札参加希望者に対し、結果を通知する。 入札は、「一般競争入札参加資格確認通知書」により「参加資格有」の通知を受けた者のみが参加できる。</p>
<p>確認申請書等及び仕様書等に関する質問の受付</p>	<p>確認申請書等に関する質問 令和8年2月5日（木） 午後5時まで</p> <p>仕様書等に関する質問 令和8年2月12日（木） 正午まで</p>	<p>1 確認申請書等に関する質問は、公告に示す期間内に契約検査課において電話にて随時受け付ける。</p> <p>2 仕様書等に関する質問については、質問書（様式5）にて行うこととし、「9 問い合わせ先」に記載の電子メールアドレスへ電子メールにて提出すること。質問内容を簡潔にまとめて記載して、電子メールに添付し提出すること。 添付ファイルは、「Microsoft Word 2010」（Windows版）で支障なく再現できること。 口頭による質問は受け付けない。</p>

		提出後、質問書を提出した旨を契約検査課へ電話連絡すること。送付した旨の電話連絡がない場合は、質問書を受け付けできないことがあるので留意すること。
質問に関する回答	<p>確認申請書等に関する回答 随時</p> <p>仕様書等に関する回答 令和8年2月16日（月） 午後5時まで</p>	<p>1 確認申請書等に関する質問の回答については、随時、原則質問者にのみ行う。</p> <p>2 仕様書等に関する質問の回答については、当該公告に示す日時までに電子メールにて入札参加資格者全員に回答する。</p> <p>3 その他、不当に混乱を招くことが危惧されると判断した質問については、回答しない旨を回答書に記載することがある。</p> <p>4 回答期日までに回答がない場合は、基本的に質問はなかったものとする。</p>
入札日時	令和8年2月18日（水） 午前10時（厳守）	入札については、「5 入札に関する留意事項」のとおり

5 入札に関する留意事項

- (1) 入札方法は、紙入札とする。指定の日時に亀岡市役所入札室（市役所4階）に入札書（様式6）を持参すること。（入札開始の10分前には到着を心掛けること。）
- (2) 入札は、最大3回まで行うので入札書を3部準備すること。
- (3) 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (4) 入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することができる。
- (5) 入札者は、仕様書等を熟知の上、入札しなければならない。
- (6) 入札書に記載する金額は、「亀岡市庁舎設備運転管理業務委託」一式（3年間）の金額とする。また、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (7) 入札の辞退
 入札に参加できない事情がある場合には、入札執行の完了に至るまでに入札辞退届（様式7）を提出しなければならない。
- (8) 書面による入札
 ア 代理人が入札する場合は、委任状（様式8）を提出しなければならない。この場合、入札書に入札者の住所、商号又は名称及び代表者氏名、当該代理人の氏名を記載して、押印（代理人の印を使用）しておかなくてはならない。
 イ 入札書は封筒に入れ密封し、かつ、封筒の表に商号又は名称、代表者名及び件名を記載し

押印の上、封筒の開口部を封印すること（代理人が入札する場合は当該代理人名を記載の上、代理人の印を使用）。

なお、開札後予定価格の制限の範囲内の入札がないときで再度の入札を行う場合にあつては、この限りでない。

ウ 開札は、公告に掲げる入札日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。

(9) 入札の無効及び失格

次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることはできない。

ア 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者の入札

イ 確認申請書等の提出を履行しなかった者又は確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札

ウ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理としての入札を含む。）をした者の入札

エ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者の入札

オ 一般競争入札参加資格確認通知書により「参加資格有」の通知を受けた後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者の入札

カ 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者の入札

キ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書で入札をした者のした入札

ク 入札関係職員の指示に従わない等、入札場の秩序を乱した者

ケ 再度入札に付して最低価格札の発表をしたにもかかわらず、当該最低価格以上の価格で入札をした者

コ その他入札条件に違反した者

(10) 落札者の決定方法

ア 亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）第110条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

イ 落札者が決定通知のあった日から指定する期日までに契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

(11) その他亀岡市財務規則に基づき執行する。

6 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

7 契約書作成の要否 要

8 その他

- (1) 入札参加者は、別添の仕様書等を熟読し、関係法令等を遵守すること。
- (2) 本市が提示する資料及び回答書は、契約関係書類と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。
- (3) 本市が必要と認めたときは、入札を延期、中止又は取り消すことがある。
- (4) 落札者の決定後、当該入札に付する業務に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該業務契約を締結しないことがある。
- (5) 確認申請書等に虚偽の記載をした場合には、当該業務の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (6) 上記に定めるもののほか、亀岡市財務規則の定めるところによる。
- (7) 予定価格は公表しないものとする。

9 問い合わせ先

〒621-8501

京都府亀岡市安町野々神8番地

亀岡市総務部 契約検査課 (電話番号 0771-25-5009)

(FAX 番号 0771-25-5157)

電子メールアドレス：sikkou-kanri@city.kameoka.lg.jp

ホームページ : <https://www.city.kameoka.kyoto.jp>

「揭示済」

亀岡市公告第8号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第5項により農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定により公告し、その関係書類を次により縦覧に供する。

令和8年1月26日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 認可日
令和8年1月26日
- 2 縦覧期間
令和8年1月26日以後、常時備え置くこととする。
- 3 縦覧場所
亀岡市安町野々神8番地
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第9号

第43回全国都市緑化フェアin京都丹波記念「犬と亀」冊子作成等業務について、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和8年1月28日

亀岡市長 桂川孝裕

1 業務概要

- (1) 業務名
第43回全国都市緑化フェアin京都丹波記念「犬と亀」冊子作成等業務
- (2) 業務内容
「犬と暮らしやすいまち亀岡」をテーマとした冊子の発行に係る一連の業務を行う。
- (3) 業務期間
契約締結日から
令和8年11月30日まで
- (4) 業務場所
京都府亀岡市域
- (5) 提案限度額
2,200,000円
(消費税及び地方消費税を含む。)

2 その他

詳細は、第43回全国都市緑化フェアin京都丹波記念「犬と亀」冊子作成等業務公募型プロポーザル実施要領による。
本件は、令和8年度当初予算の議決を要することから、予算の議決がない場合は契約として成立しない。

「揭示済」

亀岡市公告第10号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第5項により農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定により公告し、その関係書類を次により縦覧に供する。

令和8年1月28日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 認可日
令和8年1月28日
- 2 縦覧期間
令和8年1月28日以後、常時備え置く
こととする。
- 3 縦覧場所
亀岡市安町野々神8番地
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第11号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第5項により農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定により公告し、その関係書類を次により縦覧に供する。

令和8年1月28日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 認可日
令和8年1月28日
- 2 縦覧期間
令和8年1月28日以後、常時備え置く
こととする。
- 3 縦覧場所
亀岡市安町野々神8番地
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第12号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第5項により農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定により公告し、その関係書類を次により縦覧に供する。

令和8年1月28日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 認可日
令和8年1月28日
- 2 縦覧期間
令和8年1月28日以後、常時備え置く
こととする。
- 3 縦覧場所
亀岡市安町野々神8番地
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

任免及び辞令

(各 通) 山 内 昭
上 田 政 行

亀岡市環境審議会委員の委嘱を解きます
令和8年1月26日

(各 通) 竹 内 光 雄
竹 岡 敏

亀岡市環境審議会委員に委嘱します
令和8年1月27日

監査委員欄

公 表

亀岡市監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査を亀岡市監査基準に準拠して実施し、同条第12項の規定に基づき監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年1月30日

亀岡市監査委員 関本孝一
亀岡市監査委員 浅田晴彦

- 1 監査の種類
令和7年度定期監査及び行政監査
- 2 監査の対象
監査対象課等に係る令和7年度の事務の執行及び財務に関する事務の執行について
- 3 監査の着眼点
市の事務の執行及び財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。
- 4 監査の主な実施内容
監査の対象について、関係諸帳簿、証拠書類等を調査し、併せて関係各課長等への聴取を行った。
- 5 監査の実施場所及び日程
 - (1) 監査の実施場所
監査委員室

(2) 監査日程

対象課等	監査期間	ヒアリング実施日
○総務部 総務課 自治防災課 契約検査課 ○環境先進都市推進部 環境政策課 資源循環推進課 ○公平委員会事務局 ○監査委員事務局（固定 資産評価審査委員会含 む）	令和7年9月12日から 令和8年1月30日まで	令和7年10月7日 令和7年10月9日
○生涯学習部 人権啓発課 市民力推進課 文化芸術課 生涯スポーツ課 ○教育部 教育総務課 学校教育課 社会教育課 教育機関 （学校給食センター、 図書館、みらい教育 リサーチセンター）	令和7年10月15日から 令和8年1月30日まで	令和7年11月12日 令和7年11月13日 令和7年11月14日

6 監査の結果

監査の結果は、次の事項を除いて概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において、口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理に留意されたい。

(1) 総務部

以下の各課に係る令和7年7月末現在における財務に関する事務の執行等について、抽出して監査を行った。

ア 総務課

特に指摘する事項はなかった。

イ 自治防災課

特に指摘する事項はなかった。

ウ 契約検査課

特に指摘する事項はなかった。

(2) 環境先進都市推進部

以下の各課に係る令和7年7月末現在における財務に関する事務の執行等について、抽出して監査を行った。

概ね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が見受けられたので、適正な事務処理をされたい。

ア 環境政策課

特に指摘する事項はなかった。

イ 資源循環推進課

(ア) 一般廃棄物処理手数料の納入通知書において、納期限に誤りがあった。

亀岡市財務規則には、納期限は原則として納入通知書の発行日から14日以内とし、休日に当たるときは、その翌日としなければならないと定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

(3) 公平委員会事務局

令和7年7月末現在における財務に関する事務の執行等について、抽出して監査を行った。

特に指摘する事項はなかった。

(4) 監査委員事務局

令和7年7月末現在における監査委員事務局及び固定資産評価審査委員会に係る財務に関する事務の執行等について、抽出して監査を行った。

特に指摘する事項はなかった。

(5) 生涯学習部

以下の各課に係る令和7年8月末現在における財務に関する事務の執行等について、抽出して監査を行った。

概ね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が見受けられたので、適正な

事務処理をされたい。

ア 人権啓発課

特に指摘する事項はなかった。

イ 市民力推進課

特に指摘する事項はなかった。

ウ 文化芸術課

(ア) 文化芸術事業補助金について、交付申請書に添付された予算書に不明確な点があった。

文化芸術事業補助金交付要綱第3条には、補助対象事業経費を具体的に定めている。

これらの対象経費に補助金が充当されていることが明確になるよう、規定に基づき適正な事務処理をされたい。

エ 生涯スポーツ課

特に指摘する事項はなかった。

(6) 教育部

以下の各課等に係る令和7年8月末現在における財務に関する事務の執行等について、抽出して監査を行った。

概ね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が見受けられたので、適正な事務処理をされたい。

ア 教育総務課

特に指摘する事項はなかった。

イ 学校教育課

特に指摘する事項はなかった。

ウ 社会教育課

(ア) 亀岡市放課後児童育成事業に係る保育等派遣業務委託について、労働者派遣個別契約書に定める就業時間を超えて就業している事例が見受けられた。

就業実態に応じて契約内容を見直すなど、適正な事務処理をされたい。

(イ) 七谷川野外活動センターの指定管理について、基本協定書に定める、利用料金に係る発注者の承諾及び自動販売

機設置の目的外使用に係る発注者の許可の、一連の手続きがなされていなかった。

また、仕様書に定める、管理者が行う業務に関する管理計画書について、提出はされていたものの教育委員会の承認がなされていなかった。

基本協定書及び仕様書に基づき適正な事務処理をされたい。

エ 学校給食センター

特に指摘する事項はなかった。

オ 図書館

特に指摘する事項はなかった。

カ みらい教育リサーチセンター

特に指摘する事項はなかった。

7 意見

以上が、総務部等における令和7年度の財務に関する事務の執行等について監査した結果である。

なお、今回の監査で見受けられた以下の点については、今後の事務処理において留意されたい。

納入の通知において、納入通知書に納期限の誤りがあった。

このことは、2年前の定期監査で指摘し、講じた措置について「適正な事務処理を行った。」との通知を受けていたが、今回、同様の誤りが見受けられた。今後は、同じ誤りを繰り返すことのないよう、確実な事務の執行に取り組まされたい。

また、公の施設の指定管理においては、指定管理業務の基本となる例規、協定書及び仕様書に定める事項が適正かつ確実に行われるよう、受注者との意思疎通を図ることはもとより、常に連絡調整を行いながら、適正で円滑な施設の管理運営が行われるよう必要な指示をされたい。なお、これまでの監査でも類

似の指摘事項が発生していることから、指定管理者制度所管課において、全庁的な事務改善の検討を進めていただくことを期待する。

「揭示済」

亀岡市監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査を亀岡市監査基準に準拠して実施し、同条第12項の規定に基づき監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和8年1月30日

亀岡市監査委員 関本孝一
亀岡市監査委員 浅田晴彦

第1 監査の概要

1 監査の種類

令和7年度財政援助団体等監査

2 監査の対象年度

令和6年度

3 監査の対象

- (1) かめおか霧の芸術祭実行委員会、公益財団法人亀岡市スポーツ協会及び一般社団法人亀岡市観光協会の財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について
- (2) 生涯学習部文化芸術課及び生涯スポーツ課並びに産業観光部商工観光課の財政的援助等に係る事務の執行について

4 監査の着眼点

(1) 財政援助団体

亀岡市が補助金等の財政的援助を行っている団体について、財政的援助に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているか。

(2) 公の施設の指定管理者

亀岡市が公の施設の管理を行わせている団体について、公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているか。

5 監査の主な実施内容

令和6年度に亀岡市から監査対象団体へ交付された補助金等の中から抽出して監査を行った。監査対象団体及び所管課から提出された資料及び提示のあった出納関係帳票その他関係書類に基づき、関係職員から事務の執行状況を聴取し、監査を実施した。

6 監査の実施場所及び日程

(1) 監査の実施場所

監査委員室及び監査対象団体会議室等

(2) 監査日程

団体名	監査期間	ヒアリング実施日
かめおか霧の芸術祭 実行委員会	令和7年9月12日から 令和8年1月30日まで	令和7年10月8日
公益財団法人亀岡市 スポーツ協会		
一般社団法人亀岡市 観光協会		令和7年10月9日

7 監査委員の除斥

一般社団法人亀岡市観光協会の監査は、地方自治法第199条の2の規定により、関本孝一監査委員を除斥して行った。

第2 監査の結果

1 かめおか霧の芸術祭実行委員会の概要及び結果

(1) 団体の概要

ア 設立の目的・事業

かめおか霧の芸術祭実行委員会（以下、「霧の芸術祭実行委員会」という。）は、亀岡を包む「霧」を象徴としてとらえ、その景観美や地域と生きる人の営み、そこから生み出されるものなど、亀岡の多様な魅力を、文化芸術を通じてとらえ直し、市内外に発信するとともに、新たな文化資源・観光資源の創出や地域活性化を図ることを目的としている。

この目的を達成するため、亀岡の魅力を活かしながら芸術大学の学生や地域の住民、地

元の芸術家など様々な人々とともに持続可能な年間を通した芸術祭になるよう事業を実施している。

イ 組織（令和7年3月31日現在）

(ア) 役員等	委員長	1人
	副委員長	1人
	委員	19人
	総合プロデューサー	1人
	監事	2人
	顧問	1人
(イ) 事務局	事務局長	1人
	事務局次長	1人
	事務局職員	4人

(2) 補助金の概要

令和6年度に亀岡市から霧の芸術祭実行委員会へ交付された補助金総額は21,000,000円で、うち監査対象とした補助金は次のとおりである。

(単位：円)

補助金名称	補助金額	補助内容
文化芸術事業補助金	20,000,000	文化芸術プロジェクト
文化芸術事業補助金	1,000,000	KIRI CAFE 関連プロジェクト
計	21,000,000	

(3) 監査の結果

ア 霧の芸術祭実行委員会に対する監査の結果

監査の結果は、次の事項を除いて概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理において留意されたい。

補助金に係る出納その他の事務について、次のような事例が見受けられた。

(ア) 文化芸術事業補助金（文化芸術プロジェクト分）の交付申請書及び実績報告書において、予算書及び決算書がプロジェクトごとに区分されており、文化芸術事業補助金交付要綱第3条に定める経費ごとの内訳が記載されていないため、補助金の対象となる経費か否かの判断ができないものがあった。

文化芸術事業補助金交付要綱において、補助金の対象となる経費を定めていることから、交付申請及び実績報告にあたっては、補助金の対象となる経費ごとに、その金額を明らかにされたい。

(イ) 会計処理について、単式簿記・現金主義が用いられているが、事業の継続性や予算規模を踏まえ、複式簿記・発生主義による会計処理が可能な会計システムの導入を検討するなど、会計処理や財政状態の透明性の向上に努められたい。

イ 生涯学習部文化芸術課に対する監査の結果

監査の結果は、次の事項を除いて概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理において留意されたい。

補助金に係る出納その他の事務について、次のような事例が見受けられた。

(ア) 文化芸術事業補助金（文化芸術プロジェクト分）の交付申請書及び実績報告書において、提出された予算書及び決算書がプロジェクトごとに区分されており、文化芸術事業補助金交付要綱第3条に定める経費ごとの内訳が記載されていないため、文化芸術事業補助金交付要綱に基づき適正に交付決定及び交付確定ができているか判断できないものがあった。

文化芸術事業補助金交付要綱で補助金の対象として定めている経費ごとの金額を、交付申請書及び実績報告書において明らかにするよう改善指示されたい。

(イ) 予算規模を踏まえ、複式簿記による会計処理が可能な会計システムの導入を検討するなど、会計の透明性の向上が図れるよう指導されたい。

2 公益財団法人亀岡市スポーツ協会の概要及び結果

(1) 団体の概要

ア 設立の目的・事業

公益財団法人亀岡市スポーツ協会（以下、「スポーツ協会」という。）は、多様化した市民のスポーツ活動に対する欲求にこたえ、市民スポーツの普及、振興に関する事業を積極的に推進し、もって市民の健全な心身の発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的としている。

これらの目的を達成するために、主に次の事業を行っている。

(ア) 亀岡市における競技力の向上及び地域スポーツ、生涯スポーツの普及振興に関すること

(イ) スポーツ指導者の育成及び市民に対するスポーツの指導

(ウ) 亀岡市内の少年スポーツの育成

(エ) スポーツ施設の管理運営事業

(オ) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

イ 組織（令和7年3月31日現在）

(ア) 役員等	理事	22人
	（うち会長1人、副会長3人、専務理事1人）	
	監事	2人
	評議員	23人
(イ) 事務局	事務局長	1人
	事務職員	3人
	嘱託職員	1人

(2) 補助金の概要

令和6年度に亀岡市からスポーツ協会へ交付された補助金総額は43,717,985円で、うち監査対象とした補助金は次のとおりである。

(単位：円)

補助金名称	補助金額	補助内容
公益財団法人亀岡市スポーツ協会人件費補助金	34,375,133	スポーツ協会の運営に係る人件費に対する補助
公益財団法人亀岡市スポーツ協会運営活動補助金	6,770,200	スポーツ協会等の事業運営・活動に要する経費に対する補助
計	41,145,333	

(3) 指定管理料の概要

令和6年度に亀岡市からスポーツ協会へ支払われた亀岡市社会体育施設（6箇所）に係る指定管理料は3,900,000円である。

その内訳は、管理費となっている。

(4) 監査の結果

ア スポーツ協会に対する監査の結果

監査の結果は、次の事項を除いて概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理において留意されたい。

補助金及び指定管理料に係る出納その他の事務について、次のような事例が見受けられた。

(ア) 時間外勤務について、時間外勤務命令簿を確認したところ、専務理事の命令によって事務局長の時間外勤務が行われていた。

公益財団法人亀岡市スポーツ協会職員就業規則には、会長は、必要があると認めるときは、勤務時間を延長し、又は休日においても職員を勤務させることができると定められている。また、公益財団法人亀岡市スポーツ協会事務処理規程に定める専務理事の専決事項には、事務局長の時間外勤務に関するものは含まれていなかった。

また、事務局長の労働条件通知書を確認したところ、時間外勤務手当の支給は無しと記載されていたが、実際には手当が支給されていた。

規定に基づき、適正な事務処理をされたい。

(イ) 嘱託職員の時間外勤務手当の支払いについて、公益財団法人亀岡市スポーツ協会嘱託職員取扱要領に基づいた支払いがなされていなかった。

適正な事務処理をされたい。

(ウ) 公益財団法人亀岡市スポーツ協会人件費補助金について、正確な金額で実績報告がなされていなかった。

適正な事務処理をされたい。

(エ) 公益財団法人亀岡市スポーツ協会加盟団体運営・活動補助金の交付について、各団体

から提出された交付申請書及び実績報告書を確認したところ、団体の正式名称が記載されていないものや、補助金の対象経費かどうか不明確なものが見受けられた。また、請求書においても、団体の正式名称が記載されていないものや、請求金額及び請求先を砂消しゴムで消して修正しているものが見受けられた。

提出された書類のチェックを確実にし、適正な事務処理をされたい。

- (オ) 指定管理について、基本協定書に定める管理責任者の変更届、目的外使用許可申請書及び自主事業を実施する場合の業務計画書並びに仕様書に定める月次報告・年次報告の添付書類が提出されていなかった。

基本協定書及び仕様書に基づき適正な事務処理をされたい。

- (カ) 月読橋第3球技場の目的外使用許可について、亀岡市が行うべき事務をスポーツ協会が行っていた。

適正な事務処理をされたい。

イ 生涯学習部生涯スポーツ課に対する監査の結果

監査の結果は、次の事項を除いて概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理において留意されたい。

補助金及び指定管理料に係る出納その他の事務について、次のような事例が見受けられた。

- (ア) 事務局長の時間外勤務について、時間外勤務命令簿に命令権者の押印がなされていなかった。

公益財団法人亀岡市スポーツ協会職員就業規則に基づき、適正な事務処理を行うよう指導するとともに、公益財団法人亀岡市スポーツ協会事務処理規程に定める専決事項の見直しについて検討するよう改善指示されたい。

また、労働条件通知書と実態に不一致が生じることのないよう指導されたい。

- (イ) 嘱託職員の時間外勤務手当の支払いについて、公益財団法人亀岡市スポーツ協会嘱託職員取扱要領に基づく支払いがなされていなかった。

適正な事務処理を行うよう指導されたい。

- (ウ) 公益財団法人亀岡市スポーツ協会人件費補助金について、正確な金額で実績報告がなされていなかった。

適正な事務処理を行うよう指導されたい。また、提出された実績報告書等を確認する際には、関係書類についても十分に精査されたい。

- (エ) 公益財団法人亀岡市スポーツ協会加盟団体運営・活動補助金の交付について、各団体から提出された交付申請書及び実績報告書を確認したところ、団体の正式名称が記載されていないものや、補助金の対象経費かどうか不明確なものが見受けられた。また、請求書においても、団体の正式名称が記載されていないものや、請求金額及び請求先を砂消しゴムで消して修正しているものが見受けられた。

補助金交付については、適正な事務処理となるように、決裁等の過程において十分な書類の確認を行うよう指導されたい。

象とした補助金は次のとおりである。

(単位：円)

補助金名称	補助金額	補助内容
一般社団法人亀岡市観光協会 運営費等補助金	46,182,000	観光協会の運営に係る職員等の 人件費及び事務所等の維持管理 に係る費用の一部に対する補助
一般社団法人亀岡市観光協会 宣伝事業等補助金	1,832,000	観光資源の掘り起こしや磨き上 げ等につながる事業の実施等 に対する補助
計	48,014,000	

(3) 監査の結果

ア 観光協会に対する監査の結果

監査の結果は、概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理において留意されたい。

イ 産業観光部商工観光課に対する監査の結果

監査の結果は、概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理において留意されたい。

「揭示済」

教育委員会欄

教育長訓令

亀岡市教育委員会教育長訓令第1号

庁中一般

亀岡市立の小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する府費負担教職員の私有車利用による旅行に関する取扱要領の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年1月1日

亀岡市教育委員会
教育長 川勝哲也

亀岡市立の小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する府費負担教職員の私有車利用による旅行に関する取扱要領の一部を改正する訓令

亀岡市立の小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する府費負担教職員の私有車利用による旅行に関する取扱要領（平成19年亀岡市教育委員会教育長訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第2号様式中「車検証（写）」を「車検証及び車検証記録事項（写）」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年1月1日から施行する。

選挙管理委員会欄

告 示

亀岡市選挙管理委員会告示第1号

亀岡市条例の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、亀岡市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和8年1月26日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 美馬義晴

1, 438人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第2号

亀岡市議会の解散請求に要する有権者総数の3分の1の数並びに亀岡市の市長、副市長、教育長、教育委員会の委員、選挙管理委員、監査委員及び亀岡市議会議員の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和8年1月26日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 美馬義晴

23,963人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第3号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

令和8年1月26日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 美馬義晴

11,982人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第4号

令和8年2月8日執行予定の衆議院議員総選挙（衆議院小選挙区選出議員選挙）におけるポスター掲示場の設置場所を次のように定める。

令和8年1月26日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 美馬義晴

【省 略】

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第5号

令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における各投票区の投票所を次のように定める。

令和8年1月27日

亀岡市選挙管理委員会委員長 美馬義晴

投票区名	投票所の施設	所在地
第1投票区	亀岡小学校	亀岡市内丸町15番地
第2投票区	亀岡市役所市民ホール	亀岡市安町野々神8番地
第3投票区	東別院町ふれあいセンター	亀岡市東別院町東掛一アーン15番地8
第5投票区	亀岡市西別院生涯学習センター	亀岡市西別院町柚原佃17番地
第6投票区	犬甘野児童館	亀岡市西別院町犬甘野霜ノ下2、3、4番地
第7投票区	曾我部公民館	亀岡市曾我部町南条北荒水代4番地1
第8投票区	寺区公民館	亀岡市曾我部町寺広畑12番地
第9投票区	吉川公民館	亀岡市吉川町吉田沢63番地
第10投票区	亀岡市穂田野生涯学習センター	亀岡市穂田野町佐伯西ノ辻9番地1
第12投票区	ほんめ町ふれあいセンター	亀岡市本梅町井手梅原3番地
第13投票区	西加舎公民館	亀岡市本梅町西加舎塩賀14番地1
第14投票区	畑野町公民館	亀岡市畑野町千ヶ畑西山5番地1
第15投票区	土ヶ畑公民館	亀岡市畑野町土ヶ畑堂ノ下19番地
第16投票区	宮川公民館	亀岡市宮前町宮川谷ノ下103番地
第17投票区	神前ふれあいサロン	亀岡市宮前町神前平見1番地1
第18投票区	猪倉公民館	亀岡市宮前町猪倉森ノ下10番地
第19投票区	大井小学校	亀岡市大井町並河1丁目3番1号
第20投票区	小金岐区会議所	亀岡市大井町小金岐馬場崎21番地
第21投票区	千代川町自治会館	亀岡市千代川町北ノ庄国主ヶ森19番地
第22投票区	北ノ庄会議所	亀岡市千代川町北ノ庄市場2番地
第23投票区	馬路生涯学習センター	亀岡市馬路町流川2番地1
第24投票区	池尻区公民館	亀岡市馬路町池尻60番地1
第25投票区	馬路老人センター	亀岡市馬路町小米田45番地4
第26投票区	旭コミュニティセンター	亀岡市旭町年角25番地
第27投票区	山階公民館	亀岡市旭町井戸ノ下211番地2
第28投票区	国分公民館	亀岡市千歳町国分西垣内15番地1
第29投票区	千歳町自治会事務所	亀岡市千歳町千歳垣根2番地3
第30投票区	出雲会議所	亀岡市千歳町千歳南所26番地
第31投票区	亀岡市河原林生涯学習センター	亀岡市河原林町河原尻上六反田9番地1
第32投票区	勝林島会議所	亀岡市河原林町勝林島稻荷53番地
第33投票区	保津児童館	亀岡市保津町式番11番地1
第35投票区	赤熊公民館	亀岡市東本梅町赤熊南垣内22番地
第36投票区	大内営農センター	亀岡市東本梅町大内上条30番地
第37投票区	安詳小学校	亀岡市篠町篠中北裏68番地
第38投票区	東つつじヶ丘ふれあいセンター	亀岡市東つつじヶ丘都台3丁目6番7号
第39投票区	西つつじヶ丘ふれあいセンター	亀岡市西つつじヶ丘大山台1丁目12番13号
第40投票区	亀岡市文化資料館	亀岡市古世町中内坪1番地
第41投票区	詳徳小学校	亀岡市篠町柏原田中3番地1
第42投票区	亀岡市南つつじヶ丘コミュニティセンター	亀岡市南つつじヶ丘大葉台2丁目43番1号
第43投票区	見立自治会館	亀岡市東別院町鎌倉見立19番地171
第44投票区	西山区集会所	亀岡市篠町王子唐櫃越1番地51
第45投票区	小林区会議所	亀岡市千代川町小林植田120番地1

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第6号

令和8年2月8日執行の衆議院議員小選挙区選出議員選挙の投票記載場所における候補者の氏名及び当該候補者に係る候補者届出政党の名称の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定める。

令和8年1月27日

亀岡市選挙管理委員会委員長 美馬義晴

- 1 場 所 亀岡市安町野々神8番地
亀岡市役所
- 2 日 時 令和8年1月27日 午後5時30分

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第7号

令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所を次のように定める。

令和8年1月27日

亀岡市選挙管理委員会委員長 美馬義晴

施 設 名	所 在 地
亀岡市役所 市民ホール	亀岡市安町野々神8番地

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第8号

令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所に係る投票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任した。

令和8年1月27日

亀岡市選挙管理委員会委員長 美馬義晴

令和8年2月8日執行 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査
期日前投票所における投票管理者・同職務代理者 一覧表

市役所 市民ホール

職務を行うべき日	投票管理者		同職務代理者	
	氏名	住所	氏名	住所
令和8年1月28日(水)	小島香代子	省略	河原林茂美	省略
令和8年1月29日(木)	中井康雄	省略	小島香代子	省略
令和8年1月30日(金)	美馬義晴	省略	中井康雄	省略
令和8年1月31日(土)	河原林茂美	省略	美馬義晴	省略
令和8年2月1日(日)	小島香代子	省略	河原林茂美	省略
令和8年2月2日(月)	中井康雄	省略	小島香代子	省略
令和8年2月3日(火)	美馬義晴	省略	中井康雄	省略
令和8年2月4日(水)	河原林茂美	省略	美馬義晴	省略
令和8年2月5日(木)	小島香代子	省略	中井康雄	省略
令和8年2月6日(金)	中井康雄	省略	河原林茂美	省略
令和8年2月7日(土)	美馬義晴	省略	小島香代子	省略

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第9号

令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査において、在外選挙人名簿に登録されている選挙人の国内における投票に係る期日前投票所を次のとおり指定した。

令和8年1月27日

亀岡市選挙管理委員会委員長 美馬義晴

施設名	所在地
亀岡市役所 市民ホール	亀岡市安町野々神8番地

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第10号

令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任した。

令和8年1月27日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 美馬義晴

開票管理者	省略	美馬義晴
同職務代理者	省略	中井康雄

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第11号

令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の開票の場所及び日時を次のように定める。

令和8年1月27日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 美馬義晴

- 1 開票場所
ガレリアかめおか
亀岡市余部町宝久保1番地1
- 2 開票日時
令和8年2月8日 午後9時

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第12号

令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における亀岡市開票区の開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定める。

令和8年1月27日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 美馬義晴

- 1 場所 亀岡市安町野々神8番地
亀岡市役所
- 2 日時 令和8年2月5日
午後5時30分

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第13号

令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任した。

令和8年1月27日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 美馬義晴

令和8年2月8日執行 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査 投票管理者・同職務代理者一覧表

地区名	投票区番号	投票管理者		同職務代理者	
		氏名	住所	氏名	住所
亀岡	1	竹内光雄	省略	大原裕司	省略
	2	武内政一	省略	巻田晃宏	省略
東別院	3	井上一馬	省略	乾彰展	省略
西別院	5	中島和也	省略	西村重喜	省略
	6	木寺里美	省略	藤田光裕	省略
曾我部	7	中西伸宏	省略	齋藤綾	省略
	8	八木久男	省略	宮川泰一	省略
吉川	9	赤田雅光	省略	白崎徹也	省略
穂田野	10	石田宜夫	省略	成田一真	省略
本梅	12	森多恵子	省略	中川正大	省略
	13	上原嘉文	省略	谷健太	省略
畑野	14	野田行弘	省略	岡本英明	省略
	15	谷口文雄	省略	園田恭丈	省略
宮前	16	柴田眞布	省略	工藤彰	省略
	17	森修一	省略	山末達也	省略
	18	大石政美	省略	橋本広明	省略
大井	19	桂茂夫	省略	近藤洋介	省略
	20	山脇輝夫	省略	森田幸治	省略
千代川	21	藤田修	省略	田村知弘	省略
	22	俣野一博	省略	上園千佳	省略
馬路	23	井川幸一	省略	西川公典	省略
	24	今西良匡	省略	佐藤知草	省略
	25	堤邦尋	省略	大槻諒	省略
旭	26	平井正	省略	野木彰彦	省略
	27	田中勤	省略	小野憲司	省略
千歳	28	人見正一	省略	廣瀬直人	省略
	29	清水易	省略	廣瀬敬太	省略
	30	杉崎正弘	省略	今西洋希	省略
河原林	31	梶巻博	省略	岩本尚志	省略
	32	沼田欣朋	省略	林田和也	省略
保津	33	廣瀬文章	省略	山口福子	省略
東本梅	35	井内廣樹	省略	松谷克美	省略
	36	中西潔	省略	日下部安彦	省略
篠	37	尾松佳栄子	省略	中川智嗣	省略
篠・東つじ	38	中龍雄	省略	石津仁	省略
西つじ	39	野中康朗	省略	串崎真	省略
亀岡	40	岡本保文	省略	太田健一郎	省略
篠	41	山口勝己	省略	谷智行	省略
南つじ	42	津田和久	省略	中西孝臣	省略
東別院	43	山室圭介	省略	段本あかね	省略
篠	44	岡村義隆	省略	泊武宏	省略
千代川	45	坪内義昭	省略	松永恵理子	省略

「揭示済」

農業委員会欄

公告

亀岡市農業委員会公告第1号

令和8年1月定例総会を下記のとおり公告する。

令和8年1月5日

亀岡市農業委員会
会長 神崎 弥

記

- 1 日時
令和8年1月8日(木)
午前9時00分から
- 2 場所
亀岡市役所 302、303会議室
- 3 議題
 - ・第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
 - ・第2号議案 非農地証明交付について
 - ・第3号議案 農用地利用集積等促進計画(案)(貸借)
 - ・報告第1号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明交付について
 - ・報告第2号 荒廃農地に係る非農地判断について

「揭示済」

亀岡市農業委員会公告第2号

令和8年2月定例総会を下記のとおり公告する。

令和8年1月30日

亀岡市農業委員会
会長 神崎 弥

記

- 1 日時
令和8年2月5日(木)
午前9時00分から
- 2 場所
亀岡市役所 302、303会議室
- 3 議題
 - ・第1号議案 農地法第18条第6項の規定による通知の承認について
 - ・第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
 - ・第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見について
 - ・第4号議案 非農地証明交付について
 - ・第5号議案 農用地利用集積等促進計画(案)(貸借)

「揭示済」

上下水道部欄

告示

亀岡市上下水道部告示第1号

亀岡市指定給水装置工事事業者
指定の告示

令和8年1月23日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者を亀岡市指定給水装置工事事業者として指定したので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条第1号の規定により告示する。

記

1 指定日

令和8年1月23日

2 指定業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
351	株式会社 SEN TEC	代表取締役 三木 宣二	大阪府堺市西区太平寺552番地

「揭示済」

市立病院欄

公告

亀岡市立病院公告第1号

令和7年12月5日及び同26日に実施した亀岡市立病院職員採用試験の結果、次のとおり合格者を決定し、職員採用候補者名簿に登録したので公告する。ただし、登録有効期限については、令和8年7月31日までとする。

令和8年1月8日

亀岡市病院事業管理者 田中宏樹

(候補者受験番号)

1 2 3

「揭示済」